

○農林水産省告示第千四百二十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣 小泉 進次郎

令和八年産の茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第五百十三条第一項の規定により農林水産	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲

大臣が定めた区分						
一類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県の区域	一五〇円	一四〇円	一二〇円	一一〇円	九〇円
	静岡県の区域	一四〇円	一三〇円	一一〇円	一〇〇円	八〇円
	京都府の区域	六二〇円	五六〇円	五〇〇円	四三〇円	三七〇円
二類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	四一〇円	三七〇円	三三〇円	二九〇円	二五〇円
	静岡県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円
	京都府の区域	八〇〇円	七二〇円	六四〇円	五六〇円	四八〇円
三類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種	埼玉県の区域	一五〇円	一四〇円	一二〇円	一一〇円	九〇円
	静岡県の区域	一四〇円	一三〇円	一一〇円	一〇〇円	八〇円
	京都府の区域	五三〇円	四八〇円	四二〇円	三七〇円	三二〇円

の茶に限る。 四類及び七類（防 霜施設を用いず露 地栽培する在来種 以外の品種の茶に 限る。）	埼玉県の区域 静岡県の区域 京都府の区域			四一〇円 三七〇円 三三〇円 二九〇円 二五〇円
	埼玉県及び静岡県の 区域			六〇〇円 五四〇円 四八〇円 四二〇円 三六〇円
	京都府の区域			七一〇円 六四〇円 五七〇円 五〇〇円 四三〇円
	埼玉県の区域 静岡県の区域 京都府の区域			七七〇円 六九〇円 六二〇円 五四〇円 四六〇円 八五〇円 七七〇円 六八〇円 六〇〇円 五一〇円 九一〇円 八二〇円 七三〇円 六四〇円 五五〇円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。